

第3回令和元年台風15号等災害対応検証会議 会議概要

1 日 時 令和2年1月24日（金）午前10時から午後0時30分

2 場 所 プラザ菜の花3階 菜の花

3 出席者

【委員】

吉井博明 座長（東京経済大学名誉教授：災害危機管理全般）、
大澤克之助 委員（株式会社千葉日報社代表取締役社長：報道機関）、
重川希志依 委員（常葉大学社会環境学部社会環境学科教授：人材育成）、
坪木和久 委員（名古屋大学宇宙地球環境研究所教授：気象）※ WEB会議による出席、
山根康夫 委員（千葉県市長会事務局長・千葉県町村会常務理事：市町村連携）

【県：事務局】

清水総務部次長、富沢行政改革推進課長、池本副課長、

【県：防災危機管理部】

岡本防災危機管理部長、萬谷防災危機管理部次長、櫻井防災政策課長、内山政策室長、榊田副課長、
旭危機管理課長、荒井災害・危機対策監、室田災害対策室長、

【県：関係課】

秋山水政課副課長、千村水政課水道事業室長、久保水政課主幹、
田中健康福祉指導課長、澤田高齢者福祉課長、野澤障害福祉事業課長、佐藤医療整備課長、
加瀬健康福祉政策課主幹、
中村環境政策課政策室長、今井県民生活・文化課副課長、
大塚県土整備政策課副課長、石橋道路環境課副課長、田村河川環境課副課長、
轟企業局総務企画課政策・広報室長、篠永企業局給水課配水施設室長

4 議 題

(1) 台風15号等への対応に関する検証について

【資料4に沿って行政改革推進課長から説明】

ア 医療救護

【重川委員】

医療救護だけでなくすべてのことに当てはまるが、検証というと悪いところを挙げ、どう改善していけばいいか、という視点になるが、うまくできたことも重要である。

なぜ、うまくいったのか。災害後、自治体は検証報告書を作成し、改善点を挙げるが、その改善点で態勢が良くなるかは、次の災害に遭遇しないとわからない。なぜうまくいったのかは次の災害を待たなくてもわかる。出来たところを検証することも重要である。

44 ページで職員シフト体制に無理を生じたとある。災害時、職員は多忙を極め、人員が不足することが起こる中で、シフト体制に無理が生じたとは具体的にどういうことか。他の部局にも生じていたものなのか、医療関係課に生じていたものなのか。

【医療整備課長】

災害医療本部を立ち上げると、被災状況を把握することが重要となる。24 時間体制で配置することとなるが、役割も複数となる。日中と同程度の体制となる。一定の制約も生じる。一定の判断能力がある者、EMIS の操作に慣れている者が必要となり、当初から万全の人数を配置できたかという、無理が生じたと思う。

【重川委員】

もっと専門性が高い人が必要になるということか。

【医療整備課長】

そのとおりである。EMIS を多くの職員が使えるようにすること。そうすることで、シフトや守備範囲を広げた体制が整えられると思う。

【吉井座長】

職員と業務の適正な配置、バランスをとることが重要になってくる。最初からシフト体制を組んでおかないといけない。県全体として業務配分を考えていかないといけない。実態としてどうだったか、どの程度大変だったかアンケート調査を実施すると良いと思う。

【坪木委員】

今回の災害は、情報が届きにくかったことがあるが、災害の情報とEMIS の連携はどのよう

に機能していたか。

【医療整備課長】

EMISは各医療機関が被災の有無を問わず、入力していただくものとなる。そうすることで、被害の輪郭が見えてくる。被害が大きそうな所は、重点的に保健所とか災害拠点を通じて、情報確認を行ったことが被害状況を把握する上で、早くできたことだと思う。

【坪木委員】

県の情報確認とは独立して実施しているか。それとも連携して実施しているか。

【医療整備課長】

医療機関と県が連携して情報収集体制を構築している。

【吉井座長】

EMISの場合は、長期停電で被害が拡大している場合にも対応可能であったか。

【医療整備課長】

各医療機関には、リアルタイムの情報を入力してもらって、各医療機関の状況を把握した上で、支援につなげることができた。

【山根委員】

42 ページで、地域防災計画に規定されている多数傷病者に対応する救護班は組織せずに、とあり、9月9日の時点でこのような判断をされているが、情報収集体制の部分でまだまだ人的被害が入ってきていない段階であると思う。このような背景の中で、この判断をした理由を教えてください。

【医療整備課長】

13 時時点で 92%の入力状況であり、早い段階で医療機関の被害状況がみえてきた。今回の災害では傷病者が多数出るというよりは、医療機関のインフラが一番のネックであった。それについてきめ細かい支援が必要であろう。各救護班が現地に出ていくというよりは、必要な医療機関の情報を受け取って必要な支援をしていくが必要である、ということで、今回、このような対応をした。

【吉井座長】

解決の方向性の○の2つ目、対応結果について、共有が難しかったことがあるようだが、これは大きな課題になると思う。県庁全体だと思うが、色々な所に色々な要請が入ってきて、どこで、どう対応したのかわからない。その一端が今回現れたと思う。何か対応することは考えているか。

【医療整備課長】

医療機関から情報を収集して、電気、水、燃料を関係部局に依頼して用意いただく。依頼先は県庁内だけでなく、対応結果について、医療機関からの情報で他の関係機関に依頼するものもある。把握はできていたけれども、もう少し共有できる手法がないか。他の関係機関等のこともあるが、解決したいと思っている。

【重川委員】

人工透析、在宅酸素、病院で医療行為をしている在宅の方は医療機関とつながっていて、把握できると思うが、それ以外の在宅の方、高齢者、障害を持っていて在宅の方、死亡には至らなかったが危ない所もあったと想像する。市町村、市町村消防で対応していたと思うが、そのあたりの検証・実態はどうであったか、把握しているか。していなければ検討した方が良いのではないか。

【健康福祉政策課】

安否確認できたかということで市町村に対して確認をし、市町村で人手が足りないのであれば県の職員を派遣し、市町村職員と一緒にまわって把握をした。

要支援者の支援計画については、今後も県として支援をしていきたいので、一体として考えていきたい。

【重川委員】

どういう方法で把握・対応したか、現場に根差したことを分かっている、県の方でも情報共有をしておかないと次に起こったときに、具体的にどうするか、場合によっては、対応が遅れることに陥りかねないのでお聞きした。

イ 社会福祉施設への支援

【山根委員】

健康福祉部内で連日会議を開いており、危機管理意識が強いと感じる。

50 ページで、電話が通じない施設については直接訪問して確認を行ったとあるが、健康福祉センター等に手分けしてお願いしたということか。

51 ページで、社会福祉施設が全体で 709 施設とあり、デイサービスは含まれていないと思われるが、デイサービス事業の被災状況は確認しているか。

安否確認で施設に負担をかけたとあるが、今回のような大規模災害があった場合、県の役割として今回と同様の調査をするのか。社会福祉施設側から県へ情報が入るシステムにするのか、ある程度システム化しておいた方が良いと思う。

施設側から様々な支援が寄せられていると思う。貴重な意見を取捨選択しながら、県の単独事業等の助成対象にしていったら良いと思う。

【健康福祉指導課長】

一点目、9月9日、電話が通じない施設については、直接訪問を始めた。ただ、施設も多いことや種類も多いこともあり、最終的に連絡がついたのは12日になった。

三点目、施設側との連携、施設の方と話をする中で、行政だけではなく施設同士の連携が重要であるとの意見をいただいている。15号の際も施設同士のネットワークを使って、お互い助け合い乗り切ったことも聞いている。県だけで届かない部分を民間で助け合ってやっていく視点は重要であると思っている。うまく、マニュアル、ルール化していくことは課題であると思っている。

【高齢者福祉課長】

二点目、51ページの表にある高齢者関係施設については、特養、擁護、経費、老健、が含まれている。デイサービスは、この数には含まれていない。施設については、介護、支援が必要な高齢者が多いということで、優先して被害状況を把握した。その後デイサービスも確認した。停電で運営できないデイサービスもあったが、利用者を直接訪問し、安否確認を行ったなどの事例を聞いている。

【坪木委員】

この災害の特徴は、長期化したこと、連続したことがあり、これまでの大きな災害と違った点である。初動体制の検証に加えて、長期化したもの、新たな災害が連続したものについて、どのような体制がとられたのかを検証することも重要である。長期にわたる要支援に対して、十分な支援が届いていたか、検証が大事であろうかと思う。

【障害福祉事業課長】

今回、停電ということで電力会社から見通しが出ていたと思う。最終的には長期に渡るとの見通しが出たので、それを踏まえて検討していた。

立て続けに起こったことについては、最初に起きた災害の教訓を生かしながらやってきたことがあって、良い点もあった。疲労が溜まった点もあったので、体制・配分については、苦労した。

【吉井座長】

教訓を受けてシフト体制をうまくつくったことはあるか。

【障害福祉事業課長】

過去の実績の中で、仕事を任せながら、少しずつ他の者もできるように考えてはいたが、うまくいったかどうかは必ずしもいかなかったところもあるが、今後検討しながらやっていきたい。

【坪木委員】

長期的な体制をとれることが重要である。今後、検討していただけると良いと思う。

【医療整備課長】

医療整備課では、介護施設も所管しており、一番初めの災害時にシフト体制を課題としたが、それを踏まえて、色々な対応ができるようなシフト体制を組んだ。連休等があっても、誰が最初に来るべきか、シフト体制を構築した上で体制をとっているところである。

【大澤委員】

52 ページで、確認を国、県、市町村がそれぞれ行ったため被災した施設に負担をかけた、とあるが、基本的にはどこが第一義的にやるべきだったのか。

施設に入る方は一般の避難所に避難することは難しいと思うが、このような施設については、ある程度、備蓄、自家発電は法令で義務付けられているのか。

【健康福祉指導課長】

一義的には、施設ごとに所管が決まっているので、それぞれの所轄庁がやるのが本筋である。市町村は地元という立場もあるので、多少混乱がある中で、複数からいってしまったことがあると思う。

自家発電等は法令で必ず備えなければいけない定めはない。県、国から助成がある中で、施設の方で自主的に整備をしてもらっているのが実情である。

ウ ライフライン（水道供給）

【山根委員】

今回台風 15 号で断水が継続的に発生した。市町村の声を集約すると、市町村に給水車が来なかった、県から具体的な指示もなかった、対応に困った市町村があった。一方で、断水が発生して直ちに声を上げた、情報を出した、9 日から 12 日の 4 日間だけで県内 6 市から 9 台の給水車を受けている特定の町もある。このように偏った、公平ではない配分がされたものがあるので、県でコントロール的な役割を担っていただきたい。

【水政課】

台風 15 号等の対応にあたり、水政課では千葉県災害時相互応援協定に基づき、各水道事業者と各市町村で対応しきれない応急給水が生じた場合には、直ちに水政課に要請していただくようお願いした。要請に基づきというところだが、要請を待つだけではなく、被害状況をとりまとめる際に各事業体に給水車は足りているか、要請はないか、ということをこちらからも確認させ

ていただいた。その上で各事業者でもいろいろあったかもしれないが、そういったことについては、現在、各水道事業者と市町村等の危機管理担当者に集まっていただき会議を開いて、今後の対応など課題を踏まえた検証と今後の対応を検討している。

【山根委員】

了解した。軽易なことだが、58p の設置要綱で、給水区域内各市における応急給水等連絡調整会議、またその下欄の給水区域内各市における、とあるが、これは「市」だけでよいのか。「町村」はなくてよいのか。

【企業局総務企画課】

58p の給水区域内各市における応急給水等連絡調整会議設置要綱、その下の確認事項については、企業局の県営水道の給水区域が 11 市となっており、「町村」は入っていない。11 市との会議や確認事項というものである。

【吉井座長】

関連して、アンケートで給水車に関する対応について、多少問題ありと問題ありという市町村が 10 ある。これは先ほどの給水車の配分の問題なのか、それとも別の問題もあったのか、市町村の不満が給水車に関しては多いように見受けられる。

【水政課】

給水車については、各水道事業者から応援要請を受けた段階で、水政課としては県内で応援に行けるという事業者をまずピックアップし、応援に行けるという事業者とコンタクトをとり、いっどこに応援給水に行けるかという調整を行った。仮に県内で応援に行ける事業者がない場合、日本水道協会を窓口にして県外の事業者への要請を行う、あるいは自衛隊に要請する。今回台風 15 号等の断水にあたって県内から水政課にいただいた要請については、全て県内あるいは県外への要請を通じて全て給水車を対応させていただいた。

【吉井座長】

アンケートの給水車について市町村の不満がどこにあったのか調べていただくとよい。

【重川委員】

今の事業者というのは、複数の市町村で作られている水道事業者のことか。

【水政課】

単一の市町村で運営している事業者もあれば、複数の事業者が水道事業を行うために一部事務組合等という形で運営しているところが県内にはいずれもある。

【重川委員】

よくイメージがわからないのは、基本的には各事業体、単独あるいは複数であれ、各事業体が水を供給する。それと同時に病院や重要施設、大規模な受水槽を持っているような施設、高層の集合住宅、点在する戸建て住宅もある。市町村が自力で給水や応援要請を受けながら対応したところと、県がその中で果たした役割というのがよく見えない。この中にも出てくるが、集合住宅からの応援要請にうまく適用できなかったという記述、点在する戸建て住宅群と高層の集合住宅群、非常に緊急度の高い重要施設、病院や福祉施設について、それぞれの給水をどうするかという役割分担、県の給水車と市町村事業体がやる給水活動、あるいは県が自衛隊に要請してダイレクトに行ってもらいものと市町村経由で行くもの。そういう色分けをすることはできないのか。

【水政課】

資料 57p の下段、応急給水の地域防災計画のところに基本的な県と市の役割が記載されている。応急給水については実施機関として飲料水の供給は市町村長が行うものとする。ウは、県、企業団及び市町村圏組合の水道事業体は、市町村が行う応急給水に対し、積極的に協力する。エは、水道事業体等間の応援活動については、千葉県水道災害相互応援協定等により実施する、とされている。各市町村の防災、災害対策本部とその該当する水道事業体によって、まずは区域内の重要給水施設等の水の需要を把握して、給水活動を構築し、その上で不足する給水車等については、千葉県相互応援協定に基づいて水政課に給水車の応援要請があり、水政課でまずは県内で対応できる、応援に行ける事業体を探す、という流れになる。

【企業局総務企画課】

企業局については、給水区域が 11 市となっており、地域防災計画の(4)に県営水道の応急給水ということが定められている。こちらは、飲料水の確保が困難となった給水区域の住民に対して給水区域内の市と密接に連携して応急給水を実施するということとなっている。

また、11 市との連絡調整会議や、確認事項の中で、企業局と各市との役割分担を定めている。その役割分担の中では、病院などの重要施設や避難所の拠点給水を基本とした応急給水が県企業局の役割としている。

【行政改革推進課長】

補足ですが千葉県の場合、67p の右側の 11 市、一部で自前水道を持っているところもあるが、この 11 市については、本来末端給水を担う市が給水事業を担うのではなく、県営水道が一手に給水事業を担っている。このため、他の地域における県の役割分担とは別に 59p にあるように、直接末端給水事業を担う企業局と各市の役割分担となっている。

【吉井座長】

私の方から一点、直接給水もしているということで、エンドユーザーからの問い合わせもかなり多かったと思うが、その際、全部給水しているところはわかりやすいが、一部のところは市か県かわからない。そういうところは共同でコールセンターを作らないとうまく対応できないのではないか。そういう共同コールセンターのような対応はあるのか。

【企業局総務企画課】

市との共同コールセンターというのはないが、企業局ではお客様センターというコールセンターを設けている。9月9日には300件を超える水が出ないという問い合わせが企業局にあった。今回停電が発生して企業局の施設は自家発電設備を持っていたため給水については影響がなかったが、高層マンションや集合住宅についてはポンプで水を各階に上げているため、停電でポンプが止まったことによって水が出ないという状況がかなり広範囲に点在して発生した。局としては、お客様に、ポンプが止まっているため水が出なくなっていることをお伝えし、直結給水栓は水道本管と直接つながっているため、そちらの方では水が出るということを案内した。

【坪木委員】

一点質問ですが、59pの危機度が1から4について、これはおそらく対応体制に関するものと思われるが、危機度2で特別警報というのはこのようなレベルでよいのか。直感的に考えると特別警報というのは災害が発生しているような状況で、最大レベルの対応が必要だと思うが。

【企業局総務企画課】

企業局の場合、資産の7割が管路ということで地中に埋設されており、風水害で直接被害を受けるということが今までなかった。そのため、危機度2の大雨・暴風・高潮・洪水特別警報、風水害等については、このような形での体制をとっていた。今回の災害を踏まえて危機度レベルについても改めて検証等していきたいと考えている。

【坪木委員】

特別警報のレベルというのは風、雨共に非常に大規模な災害であるということで、当然インフラにも大きな影響が何らかの形で出ると思う。見直しされるとよい。

【企業局総務企画課】

補足させていただくと、企業局では浄水場等の施設は24時間体制で常に職員が配置されているため、施設の被害状況やお客様の情報は一般的な行政とは違う形で情報収集がしっかりできる体制が整っていることも踏まえた基準となっている。

【吉井座長】

24時間体制がベースにあって、それにプラスということでこうなっていると。

【坪木委員】

了解した。

エ 風害・水害対策（公共土木施設等）

【山根委員】

説明にあったような理由で、この9番目の風害・水害対策の部分には、解決の方向性が書いてないと理解すればよいか。

【行政改革推進課長】

ご意見があれば、そこも踏まえてさらに踏み込んだ解決が必要な部分、取組について記述を追加させていただきたいと思う。

【山根委員】

全部同じフォーマットで、解決の方向性の部分が欠落しているか、ページが欠落したのかなど単純な疑問を持った。

【重川委員】

施設維持管理的には通常業務の延長で、情報収集なりそれに対する業者への依頼なり通常どおりだと思う。

県警の守備範囲になると思うが、停電に伴う渋滞やボランティアの通行、そういうソフト的な部分、警察や県道、市町村道、国道の別などで今回問題が感じられたこと、気づいた点はあるか。

【道路環境課】

道路の交通規制に関しては、まず一般向けには日本道路交通情報センターと通年で契約しており、随時通行規制の情報提供を行った。情報提供することでテレビ、ラジオ、インターネット、カーナビなどにも情報が一斉に拡散でき効率的な情報の周知がはかれ、迅速に機能していたと考えている。また、県のホームページのトップページにもリンクを貼りすぐ分かるようにした。

【大澤委員】

水害というか大雨で主要県道等を含めて倒木と土砂崩れが相次いだ。道路管理はともかく法面、倒木や土砂崩れの予防的措置というのはどんな状況だったのか。車の事故などがなかったのは偶然でしかないと思う。

【道路環境課】

危険が生じた場合には迷わず通行止めさせていただいた。県内の南の方に多い山あいの道路

においては、過去の事例から一定の雨が降ると土砂が崩れるケースがあるところをあらかじめ県では認識しているため、そちらの道路は一定の降雨量に達した段階で何も無い状態であっても通行止めなどにして危険な状態のところを通ることがないようにしている。台風 15 号の時もそういった路線の事前の通行規制というのをさせていただいた。

【坪木委員】

15 号については非常に強い体制をとったということによかったと思う。しかし 15 号は風台風で、今回は 15 号が主であるが、19 号、21 号の雨の時にどのような体制をとったかということも含めて検討されるといいと思う。実際、21 号の時に亡くなった方があり、そういったことをどう防ぐのかということまで広げて検討いただけるとよい。

【吉井座長】

私も全く同じ意見で、15 号はうまくいった。特に県管理のところは大丈夫だったと思う。

19 号、21 号に関する大雨の対応、これは河川、道路を含めて犠牲者も出ている。そういう意味ではハザードマップの問題や水位計の問題などがあって、さまざま要望も出ているかと思う。次回までに資料を整えていただいて議論したいと思う。

【坪木委員】

そのようにしていただけると非常によいと思う。

【行政改革推進課長】

現在、土砂災害警戒区域の指定に向けては強力に推し進めるべく準備を進めている。そういったことも含めて対応状況、現在の既に着手している対応状況や今後の見通しなどといったことについても次回、ご報告させていただくということでよろしいか。

【吉井座長】

この部分は次回に先送りということで、ほかの委員の方のご意見がなければ次回優先的に検討することにさせていただく。

オ ボランティア・NPO との連携

【重川委員】

災害ボランティアについては事例も多くどこでもきちんと受入や派遣体制ができています。今回も特に大きな問題はなかったと思う。テレビでもよく報道していたが、特に屋根のブルーシート展帳という危険性を伴う作業で瓦職人など専門の方が入ってきたり、安全管理に気をつけた作業をされていた。屋根のブルーシート展帳に限らず災害時のボランティアはいろいろな危険性も伴

う作業に従事する場合もあり、千葉がということではなく全国的にボランティア活動を円滑にするためにはみんなが学ばなければいけない件だろうと思っている。

非常に危険性の高い作業にも従事していただいて、幸い大きな事故もなく問題もなかったと思う。また、水害被災地のゴミ出しなど衛生面での安全管理にも相当気を遣わなければいけないことだったと思う。特に今回直面された課題や問題が起きないための工夫などそういう経験を是非いろいろ発信していただけると今後の災害、被災地にも役立つと思う。

検証会議でだめだったことではなく、問題なくやれたケースをご紹介いただけるとありがたいと思うがどうか。

【県民・生活文化課】

今回災害ボランティアセンターについては、県の社会福祉協議会が中心となって運営した。

その設置にあたっては県災害対策本部が設置を決定する。社会福祉協議会については、東日本大震災の時に災害ボランティアセンターを実際に運営したメンバーや、ボランティア団体、NPO 団体、社会福祉協議会の職員、みんなそろっていた。すぐに集まって対応ができ、人の繋がりが最初にあったためでそこはうまくいった。

実際のボランティアの方にはボランティア保険に加入していただいている。しかし、危険物、ガラスの割れたものの片付けなどは、一般の方は破傷風の注射をしていないため、けがをするおそれがあるようなものには従事してもらわなかったということがあった。たくさん来てもできる作業は限られていることもあった。ブルーシートにしても高いところに上っていただくのは通常はできないことであるため、次の時にどういう対策をとるか社会福祉協議会と相談していきたいと考えている。

社会福祉協議会にも今回の経験をいろいろな場でとりまとめて報告をしていただこうと考えている。NPO やボランティア団体の方を対象に県内でセミナーなどを行う際に、今回の災害を踏まえて、地域で活動する一員でもあり、地域の復旧活動を支えていただきたいということで、啓発を引き続き行っていきたい。

【大澤委員】

市町村アンケートでは、ボランティアの協力が十分得られたというのが5団体、一方であまり得られなかった7団体、全く得られなかった2団体、そういった声もある。市町村等の声を踏まえて今後よく協力体制のあり方については協議いただきたいと思う。

【県民・生活文化課】

おそらく十分に協力を得られなかったということは、市町村の防災担当部局と地域の活動、

NPO やボランティア団体とあまり接点がないと思われる。どうしてもボランティア団体、NPO 団体は市町村の中でも地域系の部署が所掌したため、防災部局と接点が少ないということで連携が難しかったのかもしれない。今後、これから当課でも周知を図り、市町村の災害の対応と連携できるように取り組みたい。

【大澤委員】

市町村の意見を踏まえて県の方で対応していただきたい。

【山根委員】

直接今回の台風災害との関係ないが、以前、県社会福祉協議会に出向していた。いくつか県外で起きた災害の対応などもさせていただいた。その経験上、県の災害ボランティアセンターや市町村の災害ボランティアセンターが行政と連動しながら手を携えながらやる、これは当たり前のことだが、県社会福祉協議会も市町村社会福祉協議会も裕福な団体ではない。少し財政支援という視点で今後検討を加えていただければありがたいと思う。

もう一点、千葉県災害ボランティアセンターを立ち上げるときには、地域防災計画の中に規定があると思われるが、閉所の時期が大きな課題になっていると思う。閉所の際にもしっかりと評価分析をして閉所に導いていただきたい。

【吉井座長】

これは災害が起こるたびにボランティアセンターに対する調査を行い、どういう課題があったのか、例えば資金面、要員面、要員だったらどういう要員が足りないのか、いろいろな課題が出てきている。毎回災害のたびにやっているところは多いが、そういう記録や調査をしっかり行い今後に活かしていければいいと思う。

【坪木委員】

先ほどの閉所の件、全く同感で、災害復旧は非常に長期化する。今回のように異なるタイプの災害が続いた場合は特に長期化すると思う。そういった場合、今回は立ち上げという点がテーマだが、どのように維持されていつまで維持されるのかといった観点での検証というのがあるとよいと思う。

【吉井座長】

復興ボランティアみたいなものだとずっと続いている。

【県民・生活文化課】

災害ボランティアセンターについては、27 立ち上がっており、10 月 25 日の大雨の時に茂原市や長柄町が最後に立ち上げ、長柄町の閉鎖をもって全て終了となった。

ブルーシートについては、まだ県外の団体などに支援いただいております、またニーズもあり、閉所にあたってはホームページにただ掲載するだけではなく、引き続き社会福祉協議会の通常の登録でやっているボランティアセンターで対応しますと、そういった形で引き続き被災者のニーズに対応する形でクローズしている。また、南房総市の社会福祉協議会などは毎日毎日ブルーシートの展帳の状況などを SNS でアップをしており、技術系のボランティアの募集も引き続きやっている。

閉所の問題はあるが、復興は長期にかかるため長期の対応にも耐えられるように誤解のないような形で閉所という形でやっていきたいと考えている。

カ その他（大規模停電への対応等）

【吉井座長】

最初に重川委員、退場される前にお話しいただければと思います。続いて坪木委員にご発言をお願いしたいと思います。

【行政改革推進課長】

大規模停電への対応ということで、基本的には東電ということで県ができることは限られている。停電が起きたときにどう対応するかという主旨を記述している。

【重川委員】

市町村の方から実際に聴いて、県ルートでの要請と市町村ルートでの要請があり、県と市町村の役割について、県は調整機関という位置づけがあつて、本当にこういった場合県の調整が必要なのか、市町村が独自に小回りがきく形でやったほうがよいのではないか、あるいは県で調整することが実際に可能なのか、そのあたりが少し疑問に思う。

県は調整機関としての立場があるが、現実、調整すべきか、調整が可能か、調整が必要かというところがちょっと疑問です。

【坪木委員】

電力との関係という点で、今回電力の復帰が当初よりも毎回情報が出るごとに伸びていった点が大きな問題だったと思う。電力会社としてはよい情報を出したいという気持ちがどうしても働くので、どうしてもそういう傾向になりやすいと思う。そのあたりを少し県の方がうまく調整して、余計な期待を持たせないような情報の出し方というのがあつてよかったと思う。

【吉井座長】

重川委員が指摘いただいた調整の問題、県の役割について、国や東電、さまざまところが資

源を持っていて対応しなくてはならない。県としてどういう立場で、どういう調整をしたらいいのか、いかがでしょう。難しい質問ですが。

【山根委員】

今回の台風災害の関係で市町村長の意見を集約すると、命を守る施設で、病院や社会福祉施設、水道供給施設など、そこに重点的に優先的に電源車を配置してほしかったというものがある。そういうことも県の調整の一部役割になると思う。

【危機管理課長】

電源車の優先的な配置について、東京電力や県健康福祉部等関係部局と防災危機管理部が中心となって、優先的な配置の仕組みづくりを始めたところである。

【吉井座長】

国が今システム構築しようとしている物資の中に、電源車とか非常電源、そういうものも入っている。

【災害対策室長】

国が4月から物資の支援システムを導入するということについては、詳細の説明がこれから3月になっているため、まだ細かい部分まで把握していないが、4月1日から稼働させたいという情報はある。

【吉井座長】

たぶん過剰な期待が市町村側にあつて、発電機を県がたくさん持っているというような誤解があり、実際もっているのは簡易的なレベルのものが多かった。そういう意味で情報共有ができていなかったのが過剰な期待も生じてしまった。

電源車の配置の優先順位がかなり難しかったというか、それでどこまで配置するか、事前に市町村や重要施設との間で相当綿密な優先順位、配置の問題を検討しておかないと無理である。実際起きた後にやろうとしても難しい。検討される予定はあるのか。

【災害対策室長】

今回の電源車の派遣にあたっては、経済産業省、東京電力、県で協議しつつ進めた。その中で優先順位をつけることは非常に時間がかかるということで課題となっているが、現在、県で施設ごとに自家発電機があるのか、ある場合には重油なのか軽油なのか、燃料の種類、そういったものや電源車を運ぶにあたって必要な情報のリストを事前に作る形で照会し集計を行っている。それを踏まえて今後災害が起きたときに対応できるように、更にその中である程度優先順位をグループ分けできるような形での基準も示せるように準備を進めている。

【大澤委員】

東電側と災害対策本部立ち上げからどのような情報のやりとりをしていたのか。停電の原因となった倒木の撤去でも電線は東電の管理なのでやたらにさわれず、復旧が遅れたということをついいろいろな方面から聞いた。今後の対策として強い風台風に備えて電線の回りの森林管理というのをどういう風に行っていくのか。

【災害対策室長】

東京電力とのやりとりについて、停電が起きた際に県からも連絡してリエゾンに来てもらった。実際に停電の区域や復旧の見込み、そういった情報を災害対策本部に入れてもらう形でやりとりは当初から行っていた。ただ、東京電力の記者会見のタイミングなどの情報が、記者発表した後に情報が来るようなケースもあった。

【大澤委員】

リエゾンはどういうレベルの方か。

【災害対策室長】

部長の方だった。

【大澤委員】

その方はそういった情報に早く触れられる立場の方だったのか。

【災害対策室長】

役職からするとそういう立場にあったとは思いますが、県からは東電が発表するときには事前にこんな形で発表するものを頂戴したいとお話しました。

【大澤委員】

記者会見の同じ時間でほぼ情報を知った、あるいはその後ということか。

【危機管理課長】

当初は会見の後に情報をいただいたが、その後は事前にいただけるようにした。

【大澤委員】

途中でもっと強い要望はしなかったのか。

【危機管理課長】

何度かこちらから強く要望はさせていただいた。

【吉井座長】

災害救助法の適用の問題を伺いたい。

4号適用ということだが、1号から3号だとなかなか時間がかかってしまう。4号適用は難し

い。どうやって早くこれを適用するか。遅いと意味がない。なかなか風水害で難しい。今回の教訓を受けてどうやって早く出すか。4号基準の適用を決めるか。何かご検討されているか。

【防災政策課】

今回4号適用という形にしたが、本当に対応に苦慮した部分があった。今後については、まだオフィシャルな形ではこれをどうするという検討は始めていないが、今回の教訓は後々に活かしていかなければならないと考えている。

情報収集を改善し、4号適用のケースもあり得るんだということを念頭に置いて、市町村ともこういった対応があり得るということを共有していきたいと考えている。

【吉井座長】

情報が集まってから4号適用するのではなく、救助法の適用を例えば24時間以内に決めるなど、タイムラインを決めてしまい、その範囲内で迷ったら基本的には適用する、そういう形でやらないと、たぶん情報を一生懸命集めることになり、集められないと苦勞することになる。だったら逆に時間を決めてしまった方がいいと思う。

(2) 市町村アンケートについて

【資料6に沿って行政改革推進課長から説明】

【山根委員】

アンケートの感想ですが、問17で一番ネックになったところだと思いますが、「正確な被害情報がなかなか把握できず、県への報告を行うことがすぐにはできなかった」との回答が37市町村にもものぼる。これに対する対処は、これから求められるのはリエゾン派遣で、リエゾンの資質向上などやっていくんだと思う。今回のアンケートは、膨大でしっかりとしたものであり、県の財産といえるものである。アンケート結果を踏まえ、県の地域防災計画課やマニュアル等に活かしてもらいたい。

【大澤委員】

市町村アンケートの結果に対する感想は、2点ある。

1点目は、情報の収集と共有が重要であるということである。市町村は、住民対応が大変だったと思うが、情報収集の必要性も認識してもらいたいと思う。県への報告システムが煩雑だったということもあるのだろうが、概要だけでも県に伝えるべきできある。国や県は、災害の規模を

把握したうえでマスコミにも伝え、マスコミが広く報道することで、住民が災害の規模を把握し、併せてボランティアなどの民間の支援に結びついていくことになる。情報の収集、共有が非常に重要と強く思った。

2点目は、県のリエゾンの在り方についてである。市町村からのアンケートで、県から派遣する職員として、防災経験者の派遣を求める要望が多かった。県の職員全員が防災経験者になることは難しいので、リエゾンに派遣される職員への定期的な研修などが必要であろうと思う。

【吉井座長】

分野3～5についても事務局からの説明をお願いしたい。

ア 情報収集、

イ 人的支援（業務支援）、

ウ 物資支援

【資料4に沿って行政改革推進課長から説明】

【山根委員】

情報収集及び物的支援のいずれについても、キーワードは、リエゾンである。

リエゾンが有効に機能していれば、今回の災害対応の反省点について強化できるところが多いと思う、ただし、「リエゾンの資質向上」と一括りに言っても、簡単なことではない。県の行政職員は7千人程度いるので、どのような職員を派遣するのか。4月の定期人事異動が行われたときに、リエゾンで派遣する職員の指定と派遣先を決め、カリキュラムなどを通じた研修をしていくべきであると思う。形だけのリエゾン派遣が先行しても意味がなく、実効性のあるリエゾン派遣が必要である。

【防災危機管理部次長】

実効性のあるリエゾン派遣ができるように体制を整えていきたい。

【吉井座長】

検証をするには、実態を正確に把握する必要がある。

情報収集について、「何らかの方法で市町村と連絡をとれる状態にあった」とある。

通信が生きていた、情報をとろうと思えばとれた、あるいは伝えようと思えば市町村からも伝えられた。実際はどういう情報を、いつ、どこの市町村からどのような情報を受けていたのか、

県はどの時点でリエゾンを派遣して情報収集を行ったのか、結果はどうであったのか、特に初動時について把握する必要がある。通信が生きていたということであれば、市町村がやってもいいし県がやってもいい。

市町村のアンケート結果からは、「住民対応等の目の前の仕事に追われて被害状況を把握できず情報を県にあげられなかった」、「県に情報をあげてもメリットがないと思って情報を県にあげなかった」というようなことが読み取れる。目の前の仕事を優先して、被害状況が把握できないから報告はできない、それで県に報告していなかったと思う。では、県はどのように対応したのか。

国の検証において、「千葉県は受け身の態勢ではなかったか」という検証がされているが、千葉県は、市町村からの情報を待っていたのか、それとも、積極的に情報をとりにいったのかその辺りの実態の記載がないので、一覧表等で示してもらいたい。

また、他の情報収集の手段が十分に機能しなかったのか、特にヘリによる情報収集については、システム上の問題があったかもしれないということであったが、前回の説明では明確にならなかったもので、今後示してもらいたい。

市町村アンケートの結果において、「自衛隊派遣に係る市から県への要請について、県が否定的に捉えていた」とあるが、これは重要な問題であるので実態を知りたい。自衛隊派遣の要請について、市町村から県への不満が多い。一般的に、自衛隊の派遣要請について問題になることは少ないのであるが、これは何であろうか。確かに、自衛隊派遣を要請する場合、非代替性の要件などがあるが、阪神大震災以降、非代替性の要件は厳密に運用しないこととなっている。

【災害・危機対策監】

自衛隊の派遣要請は、優先度が高い案件から要請をした。

電力復旧のための倒木処理を優先した結果、市町村道や林道の倒木の処理など直ちに応じられないものもあったが、市町村からの自衛隊派遣の要請については、要請の要件に合致したものは全て行った。

【吉井座長】

リエゾンの質の向上は難しい。市町村の要望を見るとかなり高度な要望をしている。情報の連絡だけではなく、人的支援や救援物資の量がどれくらい必要か分からないので、代わりに対応してほしいとか。そうなる तोかなり過剰なことになってしまっていて、総括支援チームのような話になってしまう。そういう人を育てるのは大変。養成するための仕組みが必要。

【危機管理課長】

リエゾンとして派遣する職員の事前の指定や研修などを通じて、質の向上を図っていく。

【防災危機管理部次長】

県ができることと、市町村がやるべきことの棲み分けについて、お互いの認識を合わせることも重要でそういった機会をもうけたいと思う。県でも送れる人間や養成にも限界がある。

リエゾンのマニュアルを作る予定である。

【山根委員】

リエゾンは、一担当が行うような話ではなく、組織で対応すべきであり、班体制で行う。

1人1人の質の向上というレベルの話ではない。

【吉井座長】

災害対策本部設置前と後で、情報収集をする職員がどこにいて、どういう手段を使って情報収集してたのか。情報共有をどういう形で行っていたのか。熊本県の報告書を見ると、災害対策本部の配置や情報共有がうまくいったのかということも分析している。配置や動線の問題も重要である。各自席でやっていると情報共有は難しい。